

公益社団法人 アクト・ビヨンド・トラスト

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人アクト・ビヨンド・トラスト（以下「この法人」という）の定款第28条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、代表理事及び業務執行理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 代表理事及び業務執行理事に対しては職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員に対しては、理事会運営における報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額別表第1「役員報酬額」のとおりとし、役員のうち各々の理事の別表第1「役員報酬月額」のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2 この法人の非常勤理事に対する報酬は、別表第2「非常勤理事の報酬額」に基づき、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。このほか、単発でこの法人の業務への寄与を求める場合（特殊目的の会合参加など）も、同様に別表第2「非常勤理事の報酬額」に基づき、報酬を支給するものとする。

- 3 監事の報酬額は、別表第3「監事の報酬額」に基づき、社員総会の承認を得て決めるものと

する。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとする。

2 非常勤役員の理事会運営報酬及び監事に対する報酬は、定時社員総会終了後の翌月末までに支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年6月1日より施行する。

別表第1 役員の報酬額

常勤役員の報酬月額を以下のとおり定める(ただし、1日8時間/週40時間の常勤相当とする)。

代表理事	60万円までの範囲内
業務執行理事	40万円までの範囲内

別表第2 非常勤理事の報酬額

種別	日額
理事会出席時(準備時間を含む)	20,000円
一日勤務(4時間超)	20,000円
半日勤務(4時間以内)	10,000円

別表第3 監事の報酬額

種別	日額
理事会出席時(準備時間を含む)	20,000円
監査(4時間超)	20,000円
監査(4時間以内)	10,000円